

北神区役所所管道路における道路愛護補助金交付要綱

(制定：令和6年3月25日)

(目的)

第1条 この要綱は、北神区役所が所管する道路（以下、「道路」という。）において、市民の道路愛護精神の高揚を通じて、地域活動として道路愛護活動を行う団体、道路愛護活動に対する補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

2 この要綱による補助金の交付に関しては、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月2日規則第38号）、神戸市地域活動に関する補助金等の交付の手続きに関する要綱（平成28年3月24日市長決定）に定めがあるもののほか、この要綱の定めにより行うものとする。

(対象区域)

第2条 本要綱の対象となる道路は、北神区役所が所管し維持管理する道路のうち別表1の通りとし、当該道路の区域は、北神区役所が定めるものとする。

2 前項に規定する道路が建設局へ移管された際は、本要綱に基づく補助対象から除くものとする。

(道路愛護活動)

第3条 この要綱において、補助の対象となる道路愛護活動は、道路において行う、次の各号に掲げる活動とする。

- (1)道路の清掃・草刈、側溝の泥上げ
- (2)樹木の剪定・除伐
- (3)不法投棄物の回収
- (4)簡易な道路の維持・補修活動

(道路愛護団体)

第4条 道路愛護団体（以下「団体」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 活動拠点の町を包括する組織であること。
- (2) 企画した活動を完了まで責任を持って遂行できる団体であること。
- (3) 営利を主目的とした活動、宗教的又は政治的活動でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団又は暴力団と密接な関係にある団体でないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、実施作業総延長1mあたり6円を乗じて得た額と年額5万円のいずれか低い額とし、次条に定める対象経費の年間合計額を限度とする。

(補助金の交付対象経費)

第6条 補助金は、当該年度において第2条各号に掲げる道路愛護活動に充当する経費を対象とする。

(対象外経費)

第7条 次の各号に掲げる経費については、補助金の交付対象とならないものとする。

- (1)他の団体への記念行事お祝い金、神事、祭り等に対する協賛金
- (2)単に、団体の会員及び役員等という身分上の理由をもって支給する給与、報酬等
- (3)慶弔費
- (4)飲食を主たる目的とした会合に係る経費
- (5)前条の経費のうち、国、県、市及びその他の団体等から補助金等が交付される場合において、当該補助金等により充当される経費

(交付申請)

第8条 申請は1団体年1回とする。

2 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、あらかじめ北神区役所と協議を行い、次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 北神区役所所管道路における道路愛護事業交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 団体規約及び団体構成員名簿、又はこれらに準ずる書類
- (5) その他区長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 区長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行う時は、次に掲げる書類により申請者に通知するものとする。

- (1) 北神区役所所管道路における道路愛護事業交付決定通知書(様式第2号)

2 区長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類により申請者に通知するものとする。

- (1) 北神区役所所管道路における道路愛護事業不交付決定通知書(様式第3号)

3 第1項の場合において、区長は補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(補助事業等の変更等)

第10条 前条第1項により補助金の交付決定を受けた団体(以下、「決定団体」という。)は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは、北神区役所所管道路における道路愛護事業交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは、北神区役所所管道路における道路愛護事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を北神区役所所管道路における道路愛護事業交付決定変更通知書(様式第6号)又は北神区役所所管道路における道路愛護事業中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により、決定団体に通知するものとする。

3 決定団体は、事業実施の期間中に代表者の変更があった場合は、その旨を速やかに区長に通知しなければならない。

(実績報告書の提出)

第 11 条 決定団体は、補助金規則第 15 条に基づき、補助事業等の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業等の完了後、速やかに区長までに提出しなければならない。

- (1) 北神区役所所管道路における道路愛護事業実績報告書(様式第 8 号)
- (2) 活動を実施した箇所及び延長が確認できる図面
- (3) 活動前、活動後の活動箇所の状況が分かる写真
- (4) 補助事業等に係る収支決算書

(交付額の確定)

第 12 条 区長は、補助金規則第 16 条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに決定団体に通知するものとする。

- (1) 北神区役所所管道路における道路愛護事業補助金額等確定通知書(様式第 9 号)
- (2) その他区長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第 13 条 決定団体は、補助金の交付を受けようとするときは、北神区役所所管道路における道路愛護事業補助金請求書(様式第 10 号)を前条の確定通知を受領後速やかに区長に提出しなければならない。

2 補助事業等終了前に補助金を交付しなければならない特段の事情があると区長が認める場合には、決定団体は補助事業等の終了前に、北神区役所所管道路における道路愛護事業補助金請求書(様式第 11 号)を区長に請求出来るものとする。なお、決定団体は、補助事業等終了後速やかに、事業の実績報告書を区長に提出しなければならない。

3 区長は、前 2 項の補助金請求書を基に、補助金を交付するものとする。

4 第 2 項の請求に基づき補助金を交付した場合においては、区長は、第 11 条の規定により補助金の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定した交付額を超える額に相当する額の返還を命ずるものとする。

5 決定団体は、区長から前項の請求があったときは、期限内に区長の指定する方法で清算しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 14 条 区長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかにその旨を北神区役所所管道路における道路愛護事業補助金交付決定取消通知書(様式第 12 号)により、決定団体に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(関係書類の保管)

第 15 条 補助金の交付を受けた団体は、その補助金の交付対象となった経費の支払いを証する書類を 5 年間保管しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 2 条関連)

対象道路	生野高原住宅 1 号線から生野高原住宅 4 5 号線
------	----------------------------

※上記のうち、道路として現に供用されている区域を対象とする。